

令和 8 年度実施要綱・事務処理要領の 主な変更点等について (指導関係)

令和 7 年 1 0 月 2 日
令和 7 年度健診機関説明会

令和8年度実施要綱・要領の変更点について

- | | | |
|---------------------------|-------|-----|
| （１）情報提供サービスへの対応 | ．．．．． | P 3 |
| （２）「特定保健指導における血液検査等検査」の廃止 | ．．．．． | P 3 |
| （３）特定保健指導委託単価の見直し | ．．．．． | P 4 |

(1) 情報提供サービスへの対応

- 特定保健指導業務においても、令和8年度より「情報提供サービス」を導入することに伴い、特定保健指導業務委託実施要綱及び事務処理要領に、利用に関する手続等を明記することとします。特定保健指導業務においては、情報提供サービスの導入により以下の業務が実施可能となります。
 - ・ 特定保健指導対象者データのオンライン提供（支部⇒受託機関）
 - ・ 特定保健指導結果データのオンライン提出（受託機関⇒支部）
- なお、情報提供サービスの利用については任意であり、電子媒体（CD-R）によるデータのやり取りについても、現行通り運用を継続します。

(2) 「特定保健指導における血液検査等検査」の廃止

- 特定保健指導業務委託実施要綱及び事務処理要領に示す「特定保健指導における血液検査等検査」については、利用者の生活習慣改善意識の維持・向上及び特定保健指導における検査結果の活用を目的として、平成28年度から委託可能な業務に追加（業務委託要領を新設）しました。
- 導入から相当年数経過しており、実施する目的等を考慮したうえで検討を重ねた結果、令和8年度からは以下の理由により廃止することとします。

第4期からは、行動変容に繋がり成果が出たことを評価するという方針のもと、アウトカム評価が導入され、モデル実施の結果（腹囲2cm・体重2kg減を達成した者には翌年の健診結果でも改善傾向が認められたこと等）を踏まえて、主要達成目標として腹囲・体重の減少が設定されたことを受け、「血液検査結果を特定保健指導の評価等に有効に活用する」という目的の重要性が薄れている。

令和8年度実施要綱・要領の変更点について

(3) 特定保健指導委託単価の見直し

- 令和11年度目標値（特定保健指導実施率35%）の達成に向けて、特定保健指導の実績評価人数を大幅に積み増す必要があります。
- そのため、実施率の向上を目的に、近年の人件費や原材料費の高騰等も鑑み、特定保健指導の実施に要する費用を試算したうえで、令和8年度の委託単価については、以下のとおり見直しを行いました。

【主な見直し内容】

- ・ 健診当日に特定保健指導を実施できる体制を全ての健診機関で構築することが重要であり、加入者の利便性が最も高い「当日一括」に加え、十分に普及していない「当日分割」を推進する。
- ・ 対面と比較して加入者の利便性が高い遠隔（ICT）による初回面談が増加していることから、「遠隔」を推進し、当日や後日、一括や分割に関わらず「遠隔」の委託単価を揃える。

	支援方法	初回面談実施方法	現行 (税抜)	見直し後 (税抜)
被保険者	積極的支援	後日	来所	25,000円
			訪問	28,300円
			遠隔	28,300円
		当日	一括	28,300円
			一括(遠隔)	28,300円
			分割	25,000円
			分割(遠隔)	28,300円
		継続的な支援		16,000円
				17,500円

	支援方法	初回面談実施方法	現行 (税抜)	見直し後 (税抜)
被保険者	動機付け支援	後日	来所	10,000円
			訪問	12,200円
			遠隔	12,200円
		当日	一括	12,200円
			一括(遠隔)	12,200円
			分割	10,000円
			分割(遠隔)	12,200円
		継続的な支援		2,600円
				3,000円